

梅木加津子議員



一問一答方式

- ①健康都市アクションプラン
- ②国民健康保険税
- ③デジタル関連法
- ④農林業の振興
- ⑤再生可能エネルギー施設

健康都市アクションプランについて

問 プランには病気の予防、早期治療に関する施策がうたわれ、定期的な受診や受診率の向上が書かれているが、各種検診の費用負担を引き下げるつもりはないか。

答 がん検診や特定健診の受診率の向上は、市民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題と捉えており、本市としても様々な取組を行っ

ています。

各地区の区長会やサークル、サロンの場や各種イベント時に健診に関する啓発用チラシを配布するともに、特定健診は、未受診者に対しAIを活用した効果的な受診勧奨を行っています。また、今年度は、コロナワクチン接種会場でスライドを流すなどの啓発を行いました。

今後も啓発活動を継続的に行うとともに、より多くの方に健診を受診していただけるよう、効果的な取組を検討、実施したいと考えており、その中で自己負担の軽減、減額の必要性も検討したいと考えています。

国民健康保険税について

問 未就学児の均等割額を半額軽減する条例案が出ているが、実施に必要な財源はいくらで、仮に全額廃止した場合、どの程度の財源が必要なのか。

答 国民健康保険税条例の一部改正については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保

険法と一部を改正する法律の施行に伴い、少子化対策、子育て世帯における経済的負担軽減の観点から、未就学児を養育する全ての世帯に対して、令和4年度から一律に国民健康保険税の均等割額5割を公費として軽減するものです。

10月時点の国民健康保険加入者の状況で試算すると、対象の未就学児は約280人、均等割の5割軽減額は約262万円で、公費の負担割合は国が2分の1、県、市町がそれぞれ4分の1となっていることから、本市の負担額は約66万円です。仮に未就学児の均等割を全額廃止した場合には、市の負担額は約328万円となります。

未就学児における均等割額の廃止や軽減対象年齢を引き上げることにについては、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、現在県下統一的な保険料率や賦課方式について協議を重ねており、各市町が抱える様々な課題を全体的な議論の中で検討する必要がありますことから、均等割額の廃止など、市独自の実施は考えていません。

再生可能エネルギー施設について

問 各種発電施設の設置にあたり、その管理や条例をどう考えているか。

るか。

答 風力発電施設の送電線の建設については、令和3年11月に事業者から地元住民等に対する説明会が開催されました。説明会では河辺地区が送電線ルート計画区域となることが示されたのみで、出席者からは坂本龍馬脱藩の道を心配する声が上がっており、事業者からは影響が出ない形で送電線のルートを決定していきたいとの回答がありました。現在、詳細な内容は承知していませんので、市としても今後の状況を注視したいと考えています。

太陽光発電施設の設置に対する管理条例の制定は、現在、他市の制定状況を調査しています。他の市町における管理条例は、太陽光、風力、水力などを含めた再生可能エネルギーの発電設備の設置、管理に関する例もあることから、様々な先進事例を参考に引き続き検討を進めたいと考えています。